



長野県報

2月22日(木)
平成19年
(2007年)
第1840号

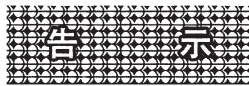
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(土地・景観課)	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課)	3
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水対策課)	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	4
一般競争入札(管財課)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課)	6
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	6
都市計画事業の認可(都市計画課)	7
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	7
県営住宅の入居者の募集(住宅課)	7
一般競争入札(2件)(住宅課)	9
一般競争入札(4件)(河川課)	11
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(交通指導課)	14
平成19年4月8日執行予定の長野県議会議員一般選挙の立候補手続等に関する説明会(選挙管理委員会)	15
一般競争入札(11件)(特別支援教育課)	15
一般競争入札(5件)(教学指導課)	24



長野県告示第70号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成19年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 起業者の名称

松本市

2 事業の種類

市道5005号線道路改良事業

3 起業地

(1) 収用の部分

松本市石芝四丁目、南原二丁目及び笹部四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

市道5005号線道路改良事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

市道5005号線は、奈良井川右岸の堤防道路のうち渚三丁目奈良井大橋を起点とし、石芝四丁目下二子橋を終点とする1車線、相互通行の2級市道で、下二子橋から南は、都市計画道路奈良井線が松本流通業務団地を経て塩尻北インターチェンジまでを結んでいる南北の幹線道路である。

ところが、本路線は、道路幅員が狭く、松本市の南北骨格幹線である国道19号の慢性的な渋滞に伴う迂回車両を中心に交通量が増加していることや奈良井川に架かる各橋交差点の橋梁部の隅切り及び右折車線が無いことから渋滞が生じている。また、歩道が整備されていないため、歩行者及び自転車通行者は非常に危険な状態で、生活道路としての機能も著しく損なわれている。

今後も本路線の交通量は増加が予想され、国が進めている国道19号の渋滞緩和対策にも期間を要することから、南北幹線道路として本路線の早期の整備が求められている。

本件事業は、このような道路事情に対応するため、車道の拡幅、右折車線の設置、交差点改良及び歩道の整備を行うものであり、本件事業の施行により、相互通行の確保による交通の円滑化、右折車両の本線滞留の解消、直進左折車両の通行の円滑化及び事故防止が図られるとともに、歩行者等の通

行の安全性の向上も図られる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、現道を拡幅整備するもので、新たに隔壁も設置されること及び歩道の設置により車道と住居等との間隔も確保されることから、本件事業が周辺住民の生活環境へ及ぼす影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

慢性的な渋滞となっている国道19号を補完する道路の整備が急務になっていること及び歩行者の安全面など生活道路としての機能を確保する必要があることから、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、現道を拡幅するもので、工法的にも直壁を採用するなどの考慮がなされており、車道の2車線化、右折車線の設置及び歩道整備のために必要な面積に限定されていることから、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市役所建設部建設課

土地・景観課

長野県告示第71号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人暖家 尾張部事業所	長野県長野市大字北尾張部707-3	平成19年2月16日

(2) 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定施設入居者生活介護事業所グリーンライフ愛灯園	長野県小諸市己字高峯173番地1	平成19年2月16日

(3) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サクラケア諏訪店	長野県諏訪市杉菜池1762番地101号室	平成19年2月16日

(4) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サクラケア諏訪店	長野県諏訪市杉菜池1762番地101号室	平成19年2月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人暖家 尾張部事業所	長野県長野市大字北尾張部707-3	平成19年2月16日

(2) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定施設入居者生活介護事業所グリーンライフ愛灯園	長野県小諸市己字高峯173番地1	平成19年2月16日

(3) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サクラケア諏訪店	長野県諏訪市杉菜池1762番地101号室	平成19年2月16日

(4) 介護予防特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
サクラケア諏訪店	長野県諏訪市杉菜池1762番地101号室	平成19年2月16日

長寿福祉課

長野県告示第72号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月22日

長野県知事 村井 仁

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課

1 施行者の名称

東御市

2 都市計画事業の種類及び名称

東御都市計画下水道事業 東御市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年1月30日から
平成25年3月31日まで

長野県告示第73号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
白馬村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
白馬都市計画下水道事業 白馬村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成元年12月11日から
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年2月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文化財保護活用機構
- 3 代表者の氏名
太 田 圭 郁
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字岡田下岡田1010番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は国民共有の財産である文化財の保護、記録保存、活用等に関する事業を行い、文化財の所有者たる国民に広く寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月22日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成19年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア保守点検作業
 - (2) 役務の特質
長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの保守点検業務
 - (3) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎
長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい